

屋外広告物を設置している又は管理している皆様へ

愛知県建設部公園緑地課
平成27年4月

屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

平成27年2月15日（日）北海道札幌市内において、ビルの外壁から看板が落下する事故が発生しました。（裏面参照）

つきましては、同様の事故の再発防止並びに屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、広告物を設置している方又は管理している方は、下記のとおり万全の措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

1. 屋外広告物に関する各種法令及び基準を順守し、安全管理を徹底すること。
2. 屋外広告物の安全性に関する実効性のある点検を定期的を実施すること。
3. 設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下等の恐れがある広告物については、速やかに撤去、改修等適切な措置を講じること。

また、愛知県屋外広告物条例においては、第二条、第十三条、第三十六条において、屋外広告物の適切な管理についての義務が規定されていますので、ご留意ください。

愛知県屋外広告物条例抜粋（主な関係部分）

（広告物等の在り方）

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない。

（管理義務）

第十三条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（広告主の責務等）

第三十六条 広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件（以下この条において「広告物等」という。）の管理を委託する者をいう。以下同じ。）は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないようにするため、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※別添チラシの裏表紙3（1）管理についてもご覧ください。

広告板落下事故の概要

発生日時：平成27年2月15日 13時55分ごろ

発生場所：北海道札幌市中央区北三条西2丁目飲食店ビル

被害者：重症1名

事故概要：ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道を通行していた歩行者の頭部に当たった。

落下した看板は縦約30cm、横約150cm、奥行約30cmの金属製で、約15mの高さに設置されていた。

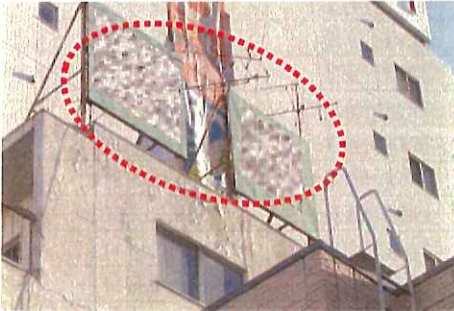
原因：看板を外壁に緊結する部分が腐食したことにより強度が低下し、事故当時吹いていた強風の影響により落下した可能性が考えられる。



危険な屋外広告物を見つけたらすぐに連絡！ みんなで落下や倒壊による事故を防ぎましょう！

平成27年2月、北海道札幌市内でビルの外壁に設置されていた屋外広告物の一部が落下し、直撃された歩行者が意識不明の重体となる事故が発生しました。屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

危険の兆候！こんな屋外広告物を見つけたらすぐに連絡しましょう！



老朽化した屋上看板



屋上看板の支柱部のサビ



外壁との取付部の腐食



倒壊したポール看板の根本

看板本体、外壁との取付部、屋上看板やポール看板の支柱部にサビや傾きがあるもの。壁面にサビなどの汚ダレがみられるもの。これらの看板は、ひどい場合には強風や地震などにより落下や倒壊する恐れがあります。高所からの看板の落下は人命にかかわる事故につながります。このような屋外広告物を見つけたらすぐに市町村屋外広告物担当窓口へ連絡してください。(裏面参照)

見つけたらすぐに連絡！早期発見と連絡が事故を未然に防止します。



幹線道路沿いの破損した屋外広告物について、歩行者からの連絡により撤去した事例

屋外広告物に関する連絡先

愛知県屋外広告物条例が適用される市町村

市町村	担当窓口	電話
一宮市	公園緑地課	0586-28-8100
瀬戸市	都市計画課	0561-82-7111
半田市	都市計画課	0569-21-3111
春日井市	都市政策課	0568-85-6265
豊川市	都市計画課	0533-89-2169
津島市	計画建築課	0567-24-1111
碧南市	都市計画課	0566-41-3311
刈谷市	まちづくり推進課	0566-23-1111
安城市	維持管理課	0566-76-1111
西尾市	都市計画課	0563-56-2111
蒲郡市	都市計画課	0533-66-1111
犬山市	都市計画建築課	0568-61-1800
常滑市	都市計画課	0569-35-5111
江南市	まちづくり課	0587-54-1111
小牧市	都市政策課	0568-72-2101
稲沢市	都市計画課	0587-32-1111
新城市	都市計画課	0536-23-1111
東海市	都市整備課	052-603-2211
大府市	維持管理課	0562-47-2111
知多市	都市計画課	0562-33-3151
知立市	建築課	0566-83-1111
尾張旭市	都市計画課	0561-53-2111
高浜市	都市整備グループ	0566-52-1111
岩倉市	都市整備課	0587-66-1111
豊明市	都市計画課	0562-92-1111

市町村	担当窓口	電話
日進市	都市計画課	0561-73-7111
田原市	土木課	0531-22-1111
愛西市	都市計画課	0567-28-7278
清須市	都市計画課	052-400-2911
北名古屋市	施設管理課	0568-22-1111
弥富市	都市計画課	0567-65-1111
みよし市	都市計画課	0561-32-2111
あま市	都市計画課	052-444-1001
長久手市	都市計画課	0561-63-1111
東郷町	都市計画課	0561-38-3111
豊山町	地域振興課	0568-28-0001
大口町	都市整備課	0587-95-1111
扶桑町	都市整備課	0587-93-1111
大治町	都市整備課	052-444-2711
蟹江町	まちづくり推進課	0567-95-1111
飛島村	建設課	0567-52-1231
阿久比町	建設環境課	0569-48-1111
東浦町	都市整備課	0562-83-3111
南知多町	建設課	0569-65-0711
美浜町	都市計画課	0569-82-1111
武豊町	都市計画課	0569-72-1111
幸田町	都市計画課	0564-62-1111
設楽町	建設課	0536-62-0511
東栄町	建設課	0536-76-1813
豊根村	農林土木課	0536-85-1311

それぞれの市の屋外広告物条例が適用される市

市町村	担当窓口	電話
名古屋市	都市景観室	052-972-2735
豊橋市	都市計画課	0532-51-2615
岡崎市	都市計画課	0564-23-6261
豊田市	都市整備課	0565-34-6622

愛知県建設部公園緑地課景観グループ
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話:052-954-6612(直通)

独自認定資格を持つ5団体の建築専門家です。

われわれJ5は、建築にかかわる多くの専門家団体の内、

国家資格を超えて各々の会の中で

独自の認定資格を持つ

5団体です。



建築専門家団体

J5

ジェーファイブ

住宅をはじめあらゆる建築が生み出されるとき、

その目的によって、「機能やデザインなどの基本的な方向性や、周囲の環境の中でのあり方」などがまず構想されます。

同時に、「風や地震、積雪などの力に耐えながら自重を支える骨格をどのように形作るか」、

「人で言えば血管や様々な内臓にあたる電氣的機械的な制御をどのように行うか」、

そして「それらのどこにどれだけの費用がかかるか」、など、様々な要素を平行して検討していく必要があります。

そこでは多様な知識と経験を持った各分野の専門家の相互協力が必要になります。

構想段階から、竣工後のメンテナンスまで、「建築」を支える存在です。

われわれJ5は、建築にかかわる多くの専門家団体のうち、国家資格を超えて各々の会の中で独自の認定資格を持つ5団体です。

それぞれの認定資格者には一定の自己研鑽(CPD等)を課し、その内容については各々の団体が責任を持って確認しています。

JIA + JSCA + JABMEE + BSIJ + JABA

J × 5

独自認定資格を持つ
5団体の
建築専門家です。

(公益社団法人)日本建築家協会

[JIA] 登録建築家



www.jia.or.jp

『登録建築家』は、UIA(国際建築家連合)日本支部であるJIAが、UIA基準に基づく「実務訓練制度」と「認定登録制度」によって構築した、建築設計資格の国際相互認証にも対応可能な国際標準の制度です。「設計者が依頼者の利益を守り、良質な社会資産を構築するための社会的役割を全うするための制度構築」を目的としています。そのため「倫理性」「技術能力」「芸術的資質」「建築の公益性への理解」等とともに専門家としての自律的判断を下すための「第三者性」が求められます。2009年からは、JIA会員外の方々にもご参加頂いています。

(一般社団法人)日本建築構造技術者協会

[JSCA] JSCA建築構造士



www.jzca.or.jp

一般社団法人日本建築構造技術者協会 JSCA(ジャスカ)の責任において認定する、社会に推薦しうる構造設計者の呼称です。『JSCA建築構造士』は、豊富な専門知識と経験を基に優れた技術力を用いて、構造計画の立案から構造の設計図書作成までを統括し、構造に関する工事監理も行うなど、建築構造の全般について適確な判断を下すことの出来る技術者です。当協会では、建築士法に定める構造設計一級建築士を対象に、構造計画能力を計る認定試験及び面接を行い、優れた構造設計者として技量・資質共に兼ね備えていることを確認しています。

(一般社団法人)建築設備技術者協会

[JABMEE] JABMEE SENIOR



www.jabmee.or.jp

一般社団法人建築設備技術者協会 JABMEE(ジャブミー)が認定する称号です。『JABMEE SENIOR』は、一定のCPD実績を取得した国家資格「建築設備士」と「設備設計一級建築士」を対象に認定するもので、「空調」「衛生」「電気」の中から専門領域を明示することで、「専門領域に長け、技術に対する真摯な倫理を有する建築設備技術者」として、JABMEEが積極的に社会にアピールしていくものです。また、当協会主催の「建築設備 総合講習」を受講することで、空調・衛生・電気・防災等に関する新技術の動向など、建築設備技術者として不可欠な知識と質の高い情報を修得しています。

(公益社団法人)日本建築積算協会

[BSIJ] 建築コスト管理士・ 建築積算士



www.bsij.or.jp

『建築コスト管理士』は、建物の企画から設計・施工・運営にいたるライフサイクル全般で、適正な費用で価値の高い建物をつくる為のコストマネジメントを行う専門家です。国際的なコストプロフェッション団体である英国王立チャータード・サベイヤーズ協会(RICS)の「Chartered Quantity Surveyor(QS)」の称号が得られる資格です。『建築積算士』は、建物の新築・改修における適正な数量算出と工事費の算定を行う専門家です。建設会社はもとより、発注者や設計者といった幅広い分野で必要とされる資格です。

(公益社団法人)日本建築士会連合会

[JABA] 専攻建築士



www.kenchikushikai.or.jp

建築技術の高度化と建築士業務の専門分化が進展する中で、消費者にとっては、個々の建築士が何を専門として業務を行っているのかが分かりづらくなっています。そこで、公益社団法人日本建築士会連合会(JABA)が、建築士免許取得後に一定の実務経歴、実務実績を有し、かつ、建築士会で定める継続能力開発(CPD)制度に基づき所定の研修等を履修した者を認定して表示する仕組みが専攻建築士制度です。専攻建築士は、その者自らが行う業務の専攻、専門に応じて、「統括設計」「構造設計」「設備設計」「建築生産」「まちづくり」「棟梁」「法令」「教育研究」の8つの専攻領域別に登録されます。